

○安中市低入札価格調査制度調査実施要領

平成20年7月31日

安中市訓令第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、安中市が発注する建設工事において低入札価格調査制度（契約の相手方となるべき者の入札に係る価格によっては当該者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準を定め、契約の相手方となるべき者の入札に係る価格が当該基準に該当することとなった場合に当該契約の内容に適合した履行が可能かどうかについて調査をする制度をいう。以下同じ。）を適用する場合に必要な事務処理を定めるものとする。

(平26訓令7・平27訓令4・一部改正)

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、原則として、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が3,000万円以上のものとする。

2 市長が必要と判断した場合は、前項の規定にかかわらず、安中市一般競争入札及び指名競争入札執行委員会設置規程（平成26年安中市訓令第1号）第1条に規定する委員会（以下「入札執行委員会」という。）において低入札価格調査制度の適用の有無について決定するものとする。

(平26訓令7・平27訓令4・一部改正)

(低入札価格調査基準)

第3条 低入札価格調査基準は、工事請負契約に係る低入札価格調査基準（別添1）による。

(予定価格調書への調査基準価格の記載)

第4条 低入札価格調査基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格の算出基礎となる設計書、仕様書等により算出し、安中市契約規則（平成27年安中市規則第9号）第5条第3項に規定する予定価格調書に記載するものとする。

(平26訓令7・平27訓令4・一部改正)

(失格基準)

第5条 入札に際しては、入札価格による失格基準（別添2）を設定し、失格基準に基づく価格（以下「失格基準価格」という。）を下回る価格で入札した者を失格とすることができるものとする。

2 失格基準は、入札価格による失格基準によるものとし、市長が必要と判断した場合に、入札執行委員会において適用の有無について決定するものとする。

3 失格基準を適用する場合は、入札参加者に対して失格基準があること及び失格基準価格を下回る価格で入札した者は、失格となることを周知する。

(平27訓令4・一部改正)

(入札参加者への周知)

第6条 入札に当たり低入札価格調査基準を適用する場合は、入札参加者に対し、次の事項について周知する。

- (1) 低入札価格調査基準があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者（入札において最低の価格をもって入札をした者をいう。以下同じ。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

2 入札に当たり失格基準を適用する場合は、入札参加者に対し、次の事項について周知する。

- (1) 失格基準があること。
- (2) 失格基準価格を下回った入札を行った者は、失格となること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言をし、落札者を後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(調査の実施)

第8条 市長は、次の事項により、調査基準価格を下回った入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を実施し、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書（様式第1号）を作成する。

- (1) その価格により入札した理由（必要に応じ入札価格の内訳書の添付）
- (2) 対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び資材購入先と入札者との関係

- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会
- (11) 信用状況
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）の違反の有無
 - イ 賃金不払の状況
 - ウ 下請代金の支払遅延状況
 - エ その他信用状況
- (12) その他必要な事項

（平27訓令4・一部改正）

（調査の結果適合した履行がされると認められる場合の措置）

第9条 市長は、調査をした結果、契約の内容に適合した工事が確実に履行がされると認められるときは、直ちに最低価格入札者に対し、落札した旨を落札決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、他の入札参加者に対してその旨を入札の結果について（通知（様式第3号）により知らせるものとする。

（平27訓令4・一部改正）

（調査の結果適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第10条 市長は、調査をした結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査の結果及び自己の意見を記載した書面を作成し、契約審査委員（市長がこの訓令の規定による調査の結果、意見を求めた場合にその意見を表示すべき職員をいう。以下同じ。）に提出しその意見を求めなければならない。

（平27訓令4・一部改正）

（契約審査委員の設置）

第11条 契約審査委員は、まちづくり部長、上下水道部長及び当該工事の事業執行課長とする。

（令5訓令5・一部改正）

（契約審査委員の審査及び意見の表示）

第12条 契約審査委員は、市長から意見を求められたときは、審査を行い、原則として書面によって意見を表示するものとする。

（平27訓令4・一部改正）

(契約審査委員の意見に基づく落札者の決定等)

第13条 契約審査委員の表示した意見のうち、多数の意見が市長の意見（その価格をもっては、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、市長は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

2 市長は、契約審査委員の表示した意見のうち、多数の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者として決定することができる。

3 市長は、次順位者を落札者として決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、しない旨を最低価格入札者に対する入札の結果について（通知）（様式第4号）により通知し、次順位者に対しては落札者となった旨を落札決定通知書により通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を入札の結果について（通知）により通知するものとする。

(平27訓令4・一部改正)

(会計管理者及び監査委員事務局長への書面の提出)

第14条 市長は、次順位者を落札者として決定したときは、調書に調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付し、部局長を経由して会計管理者及び監査委員事務局長に提出するものとする。

(平26訓令7・平27訓令4・一部改正)

(次順位者以降の手續の準用)

第15条 第13条第1項又は第2項の規定により、次順位者を落札者と決定した場合において、次順位者がなお調査基準価格を下回る入札者であったときの手續については、第8条から前条までの規定を準用する。この場合において、なお次順位者を落札者としなかったときの手續も同様とする。

附 則

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月6日訓令第3号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の安中市低入札価格調査制度調査実施要領の規定は、この訓令の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第5号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月22日訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別添1（第3条関係）

（平27訓令4・令6訓令1・一部改正）

工事請負契約に係る低入札価格調査基準

工事の請負に係る競争契約において、契約の相手方となるべき者の入札に係る価格によっては当該者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準は、当該者の入札に係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

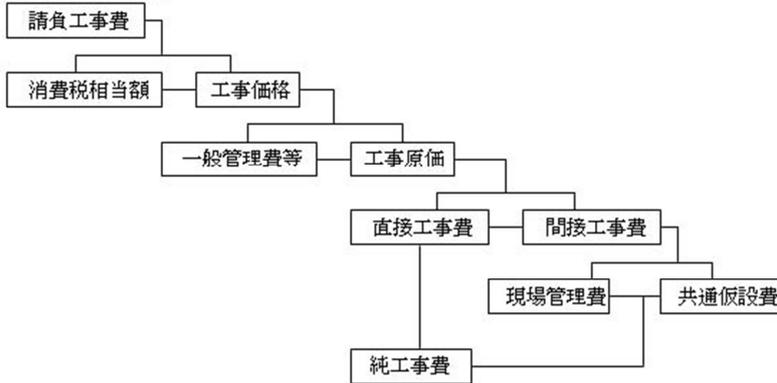
(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 特別なものについては、前項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

(参考)

請負工事費の構成



別添 2 (第 5 条関係)

(平27訓令 4・一部改正)

入札による失格基準

1 失格基準価格は、予定価格の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

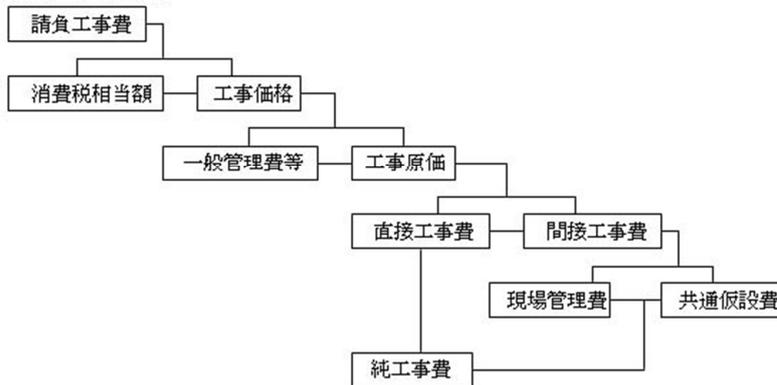
(1) 直接工事費の額

(2) 共通仮設費の額

2 特別なものについては、1にかかわらず、低入札価格調査基準価格未満で市長の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(参考)

請負工事費の構成



様式第1号（第8条関係）

低入札価格調査書

調査項目	からの聴取内容	評価
(1) その価格により入札した理由		
(2) 対象工事付近における手持工事の状況		
(3) 対象工事に関連する手持工事の状況		
(4) 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）		
(5) 手持資材の状況		
(6) 資材購入先及び資材購入先と入札者との関係		
(7) 手持機械の状況		
(8) 労務者の具体的供給見通し		
(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者		
(10) 経営状況		
(11) 信用状況		
(12) その他必要な事項		
(総合評価)		

様式第2号（第9条、第13条関係）

発第 号
年 月 日

様

安中市長



落札決定通知書

年 月 日に実施した下記の競争入札については、落札の決定を保留していましたが、調査の結果、貴社（殿）を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1 入札名
- 2 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 3 契約予定年月日 年 月 日

担当者
電話番号

様式第3号（第9条、第13条関係）

発第 号
年 月 日

様

安中市長



入札の結果について（通知）

年 月 日に実施した下記の競争入札については、落札の決定を保留していましたが、次のとおり落札者を決定しましたので通知します。

記

- 1 入札名
- 2 落札者名
- 3 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 4 契約予定年月日 年 月 日

担当者
電話番号

様式第4号（第13条関係）

発第 号
年 月 日

様

安中市長



最低価格入札者に対する入札の結果について（通知）

年 月 日に実施した下記の競争入札については、落札の決定を保留していましたが、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、貴社（殿）を落札者としなことに決定しましたので通知します。なお、落札者を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 入札名
- 2 落札者名
- 3 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 4 契約予定年月日 年 月 日

担当者
電話番号

様式第 1 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条、第 13 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条、第 13 条関係)

様式第 4 号 (第 13 条関係)